

専決処分の報告について(青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事)

1 工事名 青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事(令和3年第2回定例会議決)

〈工期〉 令和3年7月1日から令和5年11月30日まで

〈相手方〉 東和管工株式会社 代表取締役 工藤 孝幸
(青森市大字野内字鈴森272番地4)

工事状況(令和4年11月30日撮影)



2 変更内容

国においては、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価が、従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、工事請負契約にインフレスライド条項を適用し、国直轄の公共工事について、新労務単価に基づく請負代金額の変更を行うこととした。

本市においても、これに準じて労務単価等を引き上げることとしたところ、相手方から請負代金額の変更の請求があり、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものである。

3 変更契約額

	事項	内容	理由	処理
①	当初契約	261,866,000円	R3.5.6 仮契約 R3.6.30 議決 R3.6.30 本契約	
②	金額変更	262,570,000円 【当初比】 増 704,000円 (0.27%)	特例措置の適用による労務単価の変更 R4.2.2 専決処分 R4 第1回定例会報告	
③	金額変更	267,080,000円 【前回変更後金額との比較】 増4,510,000円 【当初比】 増5,214,000円 (1.99%)	インフレスライド条項の適用 R5.2.6 専決処分 R5 第1回定例会報告予定	

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
二～八(略)

●特例措置について(令和3年4月12日付 青森市通知文書抜粋)

1 措置の内容

令和3年4月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条の定めに基づき、令和2年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和3年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次的方式により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価により積算された請負工事対応額 × 当初契約の落札率

●インフレスライド条項の適用について(令和4年4月8日付 青森市通知文書抜粋)

1 適用対象工事

令和4年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、運用基準に定める残工事が基準日から2ヶ月以上ある工事

2 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(スライド額)の考え方

スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する額

●青森市工事請負契約標準約款 第25条第6項(インフレスライド条項)抜粋

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

4 変更契約日 令和5年2月6日

【工事概要】

工事場所 : 青森市筒井一丁目1番1号

構造・規模 : 校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積: 7,713.30m²
(体育館を含む) 一部鉄骨造